

鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則

鳥取県消防学校規則（昭和58年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(表彰) 第14条 知事 <u>及び校長</u> は、教育訓練を修了した学生のうち、品行が方正で成績が特に優秀であり、他の模範と認められる学生を表彰することができる。	(表彰) 第14条 知事は、教育訓練を修了した学生のうち、品行が方正で成績が特に優秀であり、他の模範と認められる学生を表彰することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。